

「大牟田市ライティングによる岬町地区魅力創出事業」 事業構想策定業務仕様書

1. 業務名

「大牟田市 ライティングによる岬町地区魅力創出事業」 事業構想策定業務

2. 業務目的

岬町地区については、イオンモール大牟田や帝京大学福岡キャンパスをはじめ、諏訪公園や石炭産業科学館などが立地しており、有明海沿岸道路によるアクセスの良さから広域的に人が集い、交流するエリアとなっている。今後は、300室を超える客室数を有するルートインホテルの進出や有明ねっとこむの移転などが予定されており、今後更なる地域経済活性化の核となることが期待されるエリアである。

当該エリアが、本市の交通結節機能や交流機能を兼ね備えた広域交流拠点として今後発展していくため、ライティングの手法を活用し、夕方や夜間における回遊性の向上や安全性の確保による地域全体の魅力向上を図ることを目的とする。

※ライティング…建物や街並みをただ照らすだけでなく、光が人や空間に与える様々な影響を計算し、ライトアップすることとされている。特に、統一化されたコンセプトに基づくライティングには、建物やエリア等の新たな魅力の演出をはじめ、回遊性の向上、安心感の醸成などにより、地域全体の魅力の向上につながる多くの効果が期待されている。

3. 業務の内容

業務目的の達成に向け、ライティングの手法を取り入れ、統一化されたコンセプトに基づき、通年にわたるライティング照明設備を設置するため、事業構想の策定を行う。

なお、本業務の対象となるエリアは岬町地区全体とするが、ライティング照明の設置については、大牟田駅西口から帝京大学までの市道とする（別紙実施エリア参照）。

（1）問題点の抽出及び統一化されたコンセプトに基づく整備方針の検討

現況整理等の結果を踏まえ、当該エリアにおける問題点を抽出し、問題点の解決及び新たな魅力の創出に向け、統一化されたコンセプトに基づく整備方針の検討を行う。

なお、本検討にあたっては、ライティングに関する専門的な知見をもとに進めることとし、かつ、立地企業等の意見とともに、帝京大学の学生をはじめとする若者等の意見の聴取を行うこととする。意見聴取の実施方法については、市と協議の上決定する。

（2）事業構想（案）の作成

検討した整備方針を踏まえ、具体的なライティング照明器具等の設置（案）及びその

設置工事に向けたプロセス・スケジュール等を記載した事業構想（案）を策定する。

なお、事業構想においては、今後の関係者のコンセンサス形成の基本となることを念頭に、イメージパースやイラストを適宜盛り込むこととする。

（３）概算工事費の算定及び活用しうる国等の支援策の提案

事業構想（案）に基づき、概算工事費用の算出を行うとともに、構想実現に向けた財源を確保するため、活用しうる国等の支援策の提案を行う。

４．業務期間

契約締結の翌日から令和８年２月２７日まで

５．業務期間に関する特記事項

令和８年度以降は、実施設計の上、財政の状況を鑑みながら、ライティング設備設置工事等を進める予定としている。

実施設計にあたっては、電源の引込方法及び演出制御装置を含む機材の設置にも留意すること。

６．コンセプトのイメージ

３．（２）における統一化されたコンセプトのイメージは、以下に示すとおりであり、このイメージを参考としながら提案することとする。

（１）基本コンセプト

『 岬町地区の景観やまちの歴史を活かしたライティングによる夜間景観の向上 』

- ①まちのイメージ向上につながる空間づくり
- ②統一感あるストーリー性の創出により、歩きたくなる、歩きやすい歩道整備
- ③周辺の街並みの魅力（メタセコイア並木など）を活かしたデザイン
- ④岬町地区における事故や犯罪防止につながる空間づくり
- ⑤安全性が確保された整備
- ⑥器具の保証や維持管理費用が低廉となるような創意工夫

（２）デザイン方針

- ①日中の景観や周辺の夜間景観とのバランスを意識した照明器具であること
- ②楽しく、かつ安全に通行できるよう、光の連続性を考慮すること
- ③景観に配慮し、周辺の街並みとの一体感を意識すること
- ④器具の設置に対する安全対策を確保し、人にやさしく快適な夜間の照明環境の創出のため、周辺環境への光害とならないよう配慮するなど、光の質の向上に配慮すること

- ⑤省エネルギー化を図り、器具の保証や維持管理費用について低廉となるよう配慮すること
- ⑥防水性に考慮し、長期間の使用ができること
- ⑦不具合発生時に対して、対応策を考えること
- ⑧整備終了後における通常の植栽管理に影響がないよう配慮すること

7. 打合せ協議

本業務の遂行に必要な打合せ及び協議については、最低でも3回(着手時、中間時、納品時)は実施することとし、打合せ及び協議後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。打合せ及び協議は、原則大牟田市庁舎内で実施することとする。

8. 成果品の提出

- (1) 事業構想計画書 2部
- (2) 打合せ協議簿 2部
- (3) 提出等に関する電子データ CD
- (4) その他関連資料 一式

※電子データについては、直接印刷可能な解像度の PDF データ (検索可能なテキスト入り) 及び編集可能な原稿データ (WORD、EXCEL、JW_CAD 等) の両方を提出すること。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、本業務における執行体制の位置づけ及び責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施により得られた個人または企業情報を、本業務履行期間及び履行後において他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。なお、市の承諾を受けないで他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (5) その他、定めのない事項及び業務内容については、その都度、大牟田市と協議して定めるものとする。

10. 問い合わせ先

〒836-8666

福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市企画総務部総合政策課

電話 0944-41-2510

メールアドレス e-sougouseisaku01@city.omuta.fukuoka.jp

別紙 ライティング実施エリア

